

大崎町地域包括支援センターだより

問 大崎町地域包括支援センター
☎471-7828

■暮らしのコンシェルジュ

当センターは、高齢者の暮らしについて様々な相談や要望に応える「よろず相談窓口」です。暮らしのコンシェルジュに、寄せられるご相談と対応を紹介します。

今月は「身障者用駐車場利用証制度」について取り上げてみたいと思います。

●相談内容・・・足が悪いので自分で買った身障者マークを付けて、病院の身障者用駐車場に車を停めていたら、他の患者さんから「それではだめだ」と怒られました。身障者用の駐車場を利用したいのですが、正式なマークはどこでもらえますか。

●対応策・・・「身障者用駐車場利用証制度」について説明します。

◎身障者用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）

公共施設や店舗など様々な施設に設置されている身障者用駐車場を適切にご利用いただくため、障害のある方や、介護の必要な高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難と認められる方に対して、県内共通の「身障者用駐車場利用証」を交付することで**本当に必要な人のための駐車スペースの確保を図る制度**です。

◎利用証の交付申請対象者にはいくつかの条件があります。

- ・身体障害者の方～身体障害者手帳に記載されている個別の障害程度で判定します
- ・高齢者の方～介護保険被保険者証の要介護区分が「要介護2～5」の方
- ・難病患者の方～特定疾患医療受給者証または特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方など

詳しくは、大隅地域振興局地域保健福祉課（☎ 0994-52-2124）にお問い合わせください。

梅雨・台風シーズンの備えは大丈夫ですか？

問 耕地課 整備係
☎476-1111 (552・555)

Q. 自然災害により農地等（田・畑・水路等）が被害を受けたらどうするの？



がけ崩れ等による土砂や倒木の流入



がけ崩れ等による土砂の流出

重要ポイント！

■大雨や台風後は天候の回復を確認し、早急に農地等（田・畑・水路等）の点検を行いましょう。

■被害があった場合は、早急に大崎町役場耕地課へご連絡ください。

■災害条件（時間雨量 20mm 以上等）に当てはまった場合、災害申請ができます。

（災害申請受付期間は、概ね災害発生後2週間を目安にしています。）

■災害の発生について早急に国へ被害報告をしなければなりません。報告が遅れると復旧ができなくなる場合があります。

A. 自己申請です。まずは役場へ連絡を！